

資料③

新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会

報告書 中間まとめ（案）

令和2年10月

新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会

目次

はじめに

I 基本的な考え方

- 1 国の動向
- 2 本県における取組
- 3 県立特別支援学校の現状と課題
- 4 これからの本県の特別支援学校における教育の基本方針

II 新しい時代の特別支援学校の在り方

- 1 国の「設置基準」をふまえた各学校の「基本的な機能」の充実
- 2 地域を学習の場とする「新たな教育内容」の創造
- 3 新たな教育内容を支える「施設、設備」の在り方
- 4 ダイバーシティ社会の形成に向けて

III ダイバーシティの先導モデルとしての「国府支援学校」の機能強化

- 1 知的障がい教育の基幹校としての基本機能
- 2 ダイバーシティを先導する教育内容の在り方
- 3 ダイバーシティの先導を支える施設整備の方針
- 4 近隣地域を先導する方策と「先導モデル」の拡大

おわりに

はじめに

本県においては、平成 19 年 3 月の「特別支援教育の在り方検討委員会報告」に基づき、県内の特別支援学校の適正配置を進め、その結果、平成 18 年度までの 9 校体制（本校 7、分校 2）から、現在の 11 校体制（本校 9、分校 2）となりました。このことにより、各地域において「できる限り身近な場で特別支援学校の教育を受ける環境」が実現され、この体制は今後も維持、継続していくことが重要です。

一方、令和元年 8 月の「徳島教育大綱」においては「一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進」が謳われ、障がいの有無等に関わらず全ての人が活躍し続けられる「ダイバーシティとくしま」の実現に向けた教育を推進することの重要性が示されました。

「ダイバーシティ社会」への変革を目指す今、長年にわたり地域の障がいのある児童生徒の教育を担い、各障がいに対する専門性を高めてきた特別支援学校には、地域を「ダイバーシティ社会」へと導く「先導役」を果たすことが強く求められています。

しかし、これまで特別支援学校で行われてきた教育活動は、一部の校外学習等を除き、教員と児童生徒の関わりを中心に学校内で実施されるものが多く、施設設備についても学校内での指導を想定したものが大部分でした。

一方、高等学校段階の発達障がいのある生徒に対して、社会的・職業的自立を目指す教育を行う目的で平成 24 年度に開校した「みなと高等学園」においては、開校当初から「技能検定」の開発と実施、地域の企業等と連携した商品開発の取組など、現在の「ダイバーシティ」の方向性につながる先駆的な取組がなされており、これを範として他の県立特別支援学校に拡大していくといった考え方も重要です。

こうした状況をふまえ、令和 2 年 4 月から、「ダイバーシティ社会」を目指す「新しい時代」における県立特別支援学校 11 校の在り方についての構想を策定するため、

- ① 各特別支援学校の「基本的な機能」の充実
- ② 地域を学習の場とする「新たな教育内容」の在り方
- ③ 新たな教育内容を支える「教育環境」の整備
- ④ 地域を「ダイバーシティ社会」へと導く方策

の 3 点について、学識経験者等の参画を得て審議を重ねて参りました。

このたび、これまでの審議を集約する形として報告書をまとめるに至りましたので提出いたします。

令和●年●月●日
新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会

I 基本的な考え方

1 国の動向

平成 19 年度，国において，それまでの障がいの種類に応じて教育を行う「特殊教育」から，一人一人の教育ニーズに応じた「特別支援教育」へと大きく制度が転換されました。

また，平成 24 年 7 月の中央教育審議会報告に基づき「共生社会形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」が推進されるとともに，平成 26 年 1 月の「障害者権利条約」批准，平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」施行など，障がいの有無に関わらず全ての人が活躍できる「共生社会」を目指す方向性が明確になりました。

一方，全国の特別支援学校において，知的障がいの児童生徒を中心に在籍者の増加が続いており，文部科学省の発表によれば，令和元年 5 月 1 日現在，3,162 教室が不足していることが明らかになっています。このことから，国は令和 2 年度から 6 年度までを「集中取組期間」として，国庫補助の算定割合を一部引き上げるなどの措置を講じています。

さらに中央教育審議会においては，現在，令和 2 年度末の答申に『特別支援学校設置基準（以下「設置基準」という）』策定の必要性」を盛り込む方向で検討を進めています。

2 本県における取組

本県においては，平成 19 年 3 月の「特別支援教育の在り方検討委員会」の報告に基づき，平成 19～28 年度にわたって県立特別支援学校の「適正配置」を進めてきました。その結果，県内の特別支援学校は，平成 18 年当時の 9 校体制（本校 7，分校 2）から，現在の 11 校体制（本校 9，分校 2）となりました。このことにより，各地域において「できる限り身近な場で特別支援学校の教育を受ける環境」が整備されました。

また，平成 25 年度からの「徳島県教育振興計画（第 2 期）」においては，「みなと高等学園」の設置など「発達障がい教育」の充実や，特別支援学校のセンター的機能など「相談支援体制」の強化，関係機関等との連携に基づく「就労支援」の促進等に取り組みました。中でも，みなと高等学園における「企業等と連携した取組」や「地域貢献活動」などは，「ダイバーシティ社会形成」の先駆的取組として，その後の施策推進に大きな影響を与えました。

さらに，平成 28 年 4 月には「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」が施行されるとともに，令和元年 8 月の「徳島教育大綱」において「一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進」が謳われ，障がいの有無等に関わらず全ての人が活躍し続けられる「ダイバーシティとくしま」の実現に向けた教育を推進する流れが明確になりました。

これと軌を一にして，平成 30 年度からの「徳島県教育振興計画（第 3 期）」においては，近隣施設の清掃奉仕や四国霊場札所でのお接待などの「地域貢献活動」や，地域の企業等と連携した「エシカル消費教育」や「6 次産業化学習」など，児童生徒が地域で活躍するための取組が始まりました。

3 県立特別支援学校の現状と課題

県立特別支援学校 11 校は、長年にわたり地域の障がいのある児童生徒の教育を担い、その専門性を高めてきた一方、一部の学校では施設、設備の老朽化が進行しています。また、県東部の知的障がい特別支援学校においては、児童生徒増加による狭隘化も見られ、教育機能の低下に加えて、「新しい生活様式」の実現にも困難を来しています。

近年、特別支援学校の在籍者については、発達障がいの二次障がいとしての「精神疾患」や、「知的障がい」と「肢体不自由」など複数の障がいを併せ有する「重複障がい」など、これまで各学校が培ってきた専門性だけでは対応が難しい児童生徒が増加しており、こうした新たな障がいへの専門性をどのように確保していくかについての検討が必要です。

「徳島教育大綱」において「ダイバーシティとくしま」の実現に向けた教育の推進が求められる中、特別支援学校はその「先導役」を果たす必要があります。しかし、「教育振興計画（第 3 期）」の取組において少しずつ地域との連携が芽生えてきたものの、現在の特別支援学校の教育活動は、学校内での教員と児童生徒の関わりを中心に計画、実施されるものが多く、今後は、みなと高等学園における先駆的な取組を参考にしつつ、「地域を学習の場とする教育活動」を創造し、拡大することが大変重要です。

施設面でも、池田支援学校美馬分校の「支援学校みまカフェ」など一部の例外を除き、校内活動を想定したものが大部分です。このことは地域住民が学校を訪れたり、教育の様子や児童生徒の力を知ったりする機会が増えない要因となっています。国において「コミュニティスクール」の導入が急がれる今、「地域に開かれた学校施設」という方向性は大切です。

これまでも福祉施設と学校は、高等部生徒の進路先として施設の体験実習を実施するなど必要な連携を行ってきました。現在、福祉施設が「農福連携」など新たな分野への取組を進める中、特別支援学校は、小・中学部段階からの農業体験や地域啓発活動の共催など、その連携を拡大し、就学前から卒業後にわたる一貫した支援を充実させる必要があります。

令和 3 年度、開催予定の東京パラリンピックに向けて障がい者の文化、スポーツ活動への注目が高まる中、特別支援学校が児童生徒の生涯学習につながる芸術や、文化、スポーツに関する教育活動を進めることは重要です。また、卒業生を含め地域の障がいのある人の文化、スポーツ活動を支える場として、体育館等の活用を進めることも求められています。

加えて、広域にわたる災害が多発する現状を受けて地域での防災意識が高まる中、学校など公共施設には地域防災を支える拠点としての役割が求められています。特に特別支援学校には、地域の障がいのある人が安心して避難できる場所の提供など、学校が有する専門性を活かしたより高度な拠点機能を備えることが期待されています。

令和 3 年度には、GIGA スクール構想により児童生徒一人一台のタブレット端末が整備される見通しです。児童生徒一人一人に応じた学習の最適化を図りつつ、地域や企業等との連携や特別支援学校同士の専門性の共有などを一層進めるためにも、こうした ICT 機器等の活用方法についての検討が求められます。

4 これからの本県の特別支援学校における教育の基本方針

前項の諸課題を解決し、特別支援学校が「ダイバーシティの先導役」を果たすためには、国が新たに示す「設置基準」をふまえつつ学校の「基本機能」を充実させるとともに、地域を学習の場とする「新たな教育内容」の創造と、その教育内容を支える「教育環境」の整備を進め、特別支援学校の「センター的機能」を最大限に活用して、地域を「ダイバーシティ社会」へと導くことを基本方針とすることを提案します。

(1) 国の「設置基準」をふまえた各学校の「基本的な機能」の充実

各特別支援学校は、長年にわたり地域の障がいのある児童生徒の教育を担い、各障がいに対する専門性を高めてきました。今後は、国が示す「設置基準」をふまえながら「新たな生活様式」を実現し、全ての児童生徒がのびのびと個性や自主性を発揮できる教育を行うという、教育内容及び教育環境の両面からの「基本的な機能」の充実が、まず求められます。

(2) 地域を学習の場とする「新たな教育内容」の創造

多様性を認め合う「ダイバーシティ社会」の実現においては、地域の人々が特別支援学校の児童生徒や教育活動を知ることが大変重要です。そのためにも、先駆的に取り組んだみなど高等学園の事例等を参考としながら、学校が地域と連携し、近隣住民等との協働の中で教育を進める「新たな教育内容」を創造することが大切です。

(3) 新たな教育内容を支える「教育環境」の整備

これまで、特別支援学校の施設設備については、学校内での指導を想定したものが大部分でした。今後は、「ダイバーシティの先導役」としての「新たな教育内容」を実現する施設、設備の整備を進める必要があります。

(4) 地域を「ダイバーシティ社会」へと導く「センター的機能」の活用

地域を「ダイバーシティ社会」へと導く上においては、学校と地域の連携を促進していくことに加えて、特別支援学校がもともと有する「センター的機能」を活用して、近隣の小中高等学校等に「ダイバーシティ社会の形成」に向けた取組の推進を促すことも求められています。

Ⅱ 新しい時代の特別支援学校の在り方

1 国の「設置基準」をふまえた各学校の「基本的な機能」の充実

これからの県立特別支援学校については、まず基本的な機能として、これまで各学校が培ってきたそれぞれの障がい種への専門性のさらなる強化、QOLの基盤となる身辺処理能力や働く上で大切な体力の向上、将来の職業生活を見据えた教育内容を備えた学科やコースの設定などの充実が求められます。

また、こうした教育内容を支える施設、設備については、今後、国において策定される特別支援学校の「設置基準」をふまえつつWITHコロナ時代にふさわしい教育環境を実現し、安心・快適なバリアフリーへの配慮、基本的な生活習慣の形成や体力づくり、児童生徒の分かり易さに対応できる教室の可変性などに重点を置いた整備が望まれます。

2 地域を学習の場とする「新たな教育内容」の創造

(1) 地域と一体化したキャリア教育

これからの特別支援学校は、「児童生徒が地域で学ぶ」機会と「地域の人が学校を訪れる」機会を増やすという観点で、近隣の地域や企業等との連携を進めながら、学校の教育内容を検討、改善していくことが重要です。

地域と一体化したキャリア教育を検討する際には、企業との協働による「キクラゲのレシピ開発」や、技能検定で習得した力を地域の清掃奉仕に生かす「みなとクリーン」など、みなと高等学園における先駆的取組を参考にすることも大切です。

地域住民に児童生徒の能力を理解してもらい、学校が地域から必要とされる存在となるためには、「農業の担い手不足」や「放置竹林対策」など各地域の課題解決を学校の教育内容に反映させるなど、地域連携に立脚した教育課程を備えることも必要です。

今日的な要請の強い「農業」分野や、時代を超えて必要とされる「食品加工」「販売」分野の教育内容については、児童生徒の発達段階や障がいの状態に応じつつ各学校の教育課程に反映させることが望まれます。

小学部や中学部という低年齢の段階から農作業や地域の清掃活動を経験し、地域の人から感謝される肯定的な体験を積み重ねることで、将来の働く意欲を育てる「早期からのキャリア教育」が重要です。

各学校が地域や企業等と連携することにより、今日、強化が求められている「環境教育」や「エシカル消費教育」の内容は、大きく拡がることが期待されます。

近年、福祉施設においても地域との連携をキーワードに取組が進められており、こうした施設等と学校が協働する「新たな教福連携モデル」を構築することで、双方に相乗効果をもたらすと考えられます。

(2) 障がいのある児童生徒における文化、スポーツ活動の在り方

文化、スポーツ活動においては、専門家による指導を通して児童生徒が本物にふれる経験が重要です。このため、各学校が地域の文化、スポーツクラブ等との交流を進めるなど、児童生徒の生涯学習の拡大に向けたネットワークを形成していくことが大切です。

多くの福祉施設等においても利用者の QOL 向上を目指して文化、スポーツ活動に取り組んでおり、こうした施設と学校の協働を進めることは、児童生徒や一般の障がい者がともに質の高い文化、スポーツ活動に触れる機会の増加につながると考えられます。

特別支援学校において文化、スポーツ活動を充実させる上で、「ボランティアパスポート制度」等の活用を進めることで、大学生など一般ボランティアの参画を促し、教員の負担を軽減していくことも大切な視点です。

(3) 地域と連携した防災教育の推進

各特別支援学校は、学校が有する専門性や立地する地域の特徴などに応じて、地域から様々な防災教育上の役割を求められています。こうした要請をふまえて、学校は住民参加の避難訓練や防災学習などを実施し、地域の防災教育の拠点となる必要があります。

地域に向けた防災教育を推進する上で、近隣の福祉施設等と連携することは、学齢期だけにとどまらず就学前の幼児や成人の障がい者を含めた幅広い人々に対する防災の質を高めることにつながります。

(4) ICTの活用による教育活動の充実

GIGA スクール構想による一人一台端末を最大限活用し、児童生徒一人一人に個別最適化された学習が推進できるよう、障がいに応じた ICT 機器の活用方法について研究を進めながら、教員に向けた手引きの作成、改定や研修を積み重ねる必要があります。

「WITH コロナ時代」においては、特別支援学校ならではの「オンライン等による教育」についても常に準備をしておく必要があります。それに際しては、児童生徒の障がいの種類や程度に応じて可能な限り幅広い学習内容を開発するとともに、家庭学習時の家族の負担を最小化する方策についても検討を行うことが望まれます。

児童生徒がタブレット等を活用するスキルの向上を図ることも大切です。それに際して、例えば生徒が運営に参画する「オンラインショップ」や、企業との協働による「テレワークによる就業体験」等を教育内容に取り入れ、生徒が販売や実務のスキルを学びつつ、機器の操作やネットワークの仕組みを理解していくといった工夫が大切です。

全ての特別支援学校が、「精神疾患」や「重複障がい」等、障がいに関する新たな専門性を確保していくためには、ICT を活用した「特別支援学校間ネットワーク」を構成する必要があります。その上で、これまで専門家の助言の下で進めてきた「コンサルテーション型の事例研究」を、Web 会議や電子掲示板等を用いながら行う形などについて研究を進めていくことが重要です。

「特別支援学校間ネットワーク」では、専門性に関する情報に加えて、児童生徒の活動や地域連携に関する情報についても積極的に交換することが大切です。また、ネットワークを用いての美術、工芸作品の共同製作や、学校対抗のスポーツ競技会の実施など、これまでに無い遠隔教育についてもチャレンジすることが求められます。

3 新たな教育内容を支える「施設、設備」の在り方

(1) 地域と一体化したキャリア教育を支える施設

「地域の人が学校を訪れる」機会を増やす教育を進めるためには、地域の人に対して児童生徒の美術作品や作業学習製品の展示や販売、音楽活動の披露、地域貢献活動の発表等ができる多目的ホールなど、「地域の交流拠点」となる施設、設備の整備が重要です。

地域と学校の結びつき強化や、児童生徒の新たな能力開発のための施設、設備の在り方を考える際には、例えば池田支援学校美馬分校の「支援学校みまカフェ」や、みなと高等学園の校内コンビニ「ゆめみずき」等の先行事例を参考にすることも大切です。

企業等と連携して「新たな商品開発」や「就労に向けた技能養成」を行うためには、様々な作業内容や協力者の規模等に対応可能な「多機能型作業室」等の整備が望まれます。

今日的な要請の強い「農業」分野や、時代を超えて必要とされる「食品加工」「販売」分野の教育を進めるために、これらの実習が可能な施設の整備が求められています。

地域や企業等との連携を進める中で多様な展開が予想される「環境教育」や「エシカル消費教育」については、座学だけでなく「リサイクル作業」等を想定した作業室についても考慮しておく必要があります。

(2) 児童生徒における文化、スポーツ活動を支える施設

運動場や体育館などの整備にあたっては、学習や学校生活、ひいては将来の職業生活の基盤となる「基礎体力を養う機能」に加え、様々な障がい者スポーツや文化・芸術活動のイベント開催などを想定することも大切です。

文化、スポーツに関する学習を支える施設、設備については、児童生徒の学習活動だけでなく、地域の文化、スポーツの拠点施設として卒業生や地域の障がいのある人も利用する可能性をふまえて、施設のバリアフリー化を進める必要があります。

美術室等については、アートを職業として活躍する障がい者が多くいる現状をふまえ、児童生徒の芸術的な才能を引き出し、将来の生きがいや自立につながる教育に耐える環境整備の観点が必要です。

(3) 地域の防災拠点としての機能

災害が発生した時、特別支援学校には地域の障がい者を含め様々な配慮の必要な人が避難することが予想され、そうした避難者の安全性に配慮したユニバーサルデザイン対応の施設、設備の整備が望まれます。

特別支援学校には、児童生徒の日常生活の力を向上するための設備として宿泊施設や入浴施設等の生活施設が設置されている場合があります、そうした設備を充実することは発災時の避難所機能を高める上で大切です。

学校の避難所機能を整備する上では、障がい者が重度であったり、医療的ケアが必要で他の場所での避難が難しい人等が、安心して避難できることにも配慮が必要です。

(4) ICTを活用した教育活動の基盤となる設備

ICT 機器を活用し、他の特別支援学校や企業等の関係機関との連携に基づく取組を進めるためには、安定した通信を実現する環境が必要です。また、必要な情報を電子化するためには、周辺機器等の整備にも配慮することが望まれます。

4 ダイバーシティ社会の形成に向けて

県立特別支援学校 11 校が、地域を「ダイバーシティ社会」へと導く役割を果たすために、これまで先駆的な役割を果たしてきた「みなと高等学園」に続き、「地域を学習の場とする新たな教育内容」と「それを支える施設、設備」を備えた新たな「先導モデル校」が必要です。このために、老朽化、狭隘化が進行する国府支援学校を「ダイバーシティの先導モデル」として再整備し、その機能を強化することが適当と考えます。

国府支援学校の「先導モデル」を全県展開するためには、ICT によるネットワークや教員研修等の場を活用し、先導モデルとしての取組を他の特別支援学校に広く周知するとともに、県教育委員会は、学校と地域や企業等との連携、協働をより一層促進する施策を継続的に進める必要があります。

国は現在、学校が地域と一体となって子供たちを育む「コミュニティスクール」制度の導入を推進しており、本県も全県立学校での導入を目指しています。各特別支援学校はこの制度を軸として、学校と地域や企業等とのより深い相互連携を図るべきと考えます。

地域連携を促進する施設整備を進める方策として、建築から一定年度の年数が経過した特別支援学校についての「施設長寿命化改修」や「機能回復改修」に合わせて、必要な施設、設備の実装を図っていくことが期待されます。

特別支援学校には、地域の小中高等学校に対する「特別支援教育のセンター」としての機能が備えられています。各特別支援学校は、この「センター的機能」を発揮する中で、地域の小中高等学校も「ダイバーシティとくしま」に向けた取組を推進するように導く必要があります。

Ⅲ ダイバーシティの先導モデルとしての「国府支援学校」の機能強化

令和 2 年度に創立 46 年を迎える国府支援学校は、県内で最も歴史のある知的障がいの特別支援学校であり、本県の知的障がい教育をリードしてきた基幹校といえますが、その校舎は築 46 年を経過し、施設・設備の老朽化が著しく進行しています。

また、平成 10 年頃に 200 名程度であった児童生徒数が、令和 2 年度には 278 名と増加しました。この影響により、図工室や作業学習室などの特別教室や管理のための諸室を普通教室に転用するなど、本来、特別教室で行うべき図画・工作や作業学習などを普通教室で行ったり、教員が児童生徒情報を共有するための会議に支障を生じたりするなど、狭隘化が教育機能に及ぼす影響は無視できない状況です。

このように老朽化、狭隘化が進行している国府支援学校について、知的障がいの基幹校としての機能を回復するとともに、これまで発達障がい教育の分野で先駆的に取り組んだ「みなと高等学園」に続く新たな「先導モデル」として機能強化を図ることにより、本県が目指す「ダイバーシティとくしま」への流れは加速されるでしょう。

1 知的障がい教育の基幹校としての基本機能

知的障がい教育の基幹校が備えるべき基本機能として、全ての児童生徒がのびのびと個性や自主性を発揮できる教育を行うとともに、身辺処理能力や体力の向上、小中学部段階からのキャリア教育に加えて、高等部段階では将来の職業生活につながるコース制などの設定が望まれます。

施設、設備については、今後の児童生徒数についての科学的な推計値に基づき、国の「設置基準」をふまえつつ、WITH コロナ時代における「新しい生活様式」を実現する普通教室とともに、音楽室や美術室、作業室など基本的な特別教室の整備を進め、児童生徒の安全安心のためのユニバーサルデザイン化や、自閉症、精神疾患など児童生徒の有する多様な教育ニーズに対応する機能などに配慮することが大切です。

2 ダイバーシティを先導する教育内容の在り方

国府支援学校が地域と連携し、地域から必要とされる特別支援学校となっていくためには、例えば住民との連携の下、児童生徒作品とともに国府地域の農作物を販売するなど「地域一体型キャリア教育」の可能性を最大限追求し、教育内容に取り入れる取組が必要です。

農業の盛んな国府地域においては、農業の担い手不足が深刻な地域課題です。国府支援学校が、福祉施設や地域の農業法人等との連携に基づき、「農福連携」を含めた将来の農業人材の育成につながる教育を行うことは大変重要です。

「地域一体型のキャリア教育」を進める上で、来年度にも開設される隣接施設「ふらっと KOKUFU」と連携することは大切です。この連携の上で「地域住民や企業との協働」や、「農業」「食品」分野での実習の充実などを進め、国府ならではの「教福連携モデル」を構築することが強く期待されます。

地域からの評価の高い「和太鼓クラブ」や、新たに取り組を進めている「ニュースポーツ」の取組など、児童生徒の生涯学習につながる文化、スポーツ活動は、今後とも継続し、さらに充実していくことが望まれます。

地域において大規模災害への備えが求められる今、国府支援学校が近隣住民を招いて防災学習等を実施するなど、地域の防災教育の拠点としての機能を強化する必要があります。

生徒が運営に参加する「オンラインショップ」や、他の特別支援学校と協働で実施する「遠隔による事例研究」など、これまでにない新たな ICT の活用にチャレンジし、他の学校のモデルとなることが求められています。

3 ダイバーシティの先導を支える施設整備の方針

国府地域や地元企業等との協働による作業学習を進める上では、幅広い作業内容に対応することをふまえた多機能で自由度の高い「作業スペース」の整備が必要です。

福祉施設等においては「農福連携」が推進されており、これからの時代に求められる「農業」分野を学ぶための「実習農場」等の設備は重要です。

「調理」「食品加工」「販売」等の分野は、いつの時代にも必要とされる職域である一方で、国府支援学校にはそのための施設、設備が十分でなく、今後の整備が求められます。

国府支援学校が、在校生だけでなく卒業生や地域の障がいのある人を含め「知的障がい者の文化、スポーツ活動」の核となる取組を進めるために、「体育館」や「運動場」、イベント等が実施可能な「活動室」などの施設、設備の充実が大切です。

大規模災害の発生時、国府支援学校は、障がいのある人への対応に関する専門性と宿泊等が可能な寄宿舎などの生活施設を活かして、知的障がいを中心とした地域の障がい者の避難所となることが期待されています。避難する障がい者や家族が一定期間、安心して過ごすことができる施設、設備の強化が望まれます。

国府支援学校が、ICT 機器を活用した教育活動や「特別支援学校間ネットワーク」を展開していく上では、その基盤となる通信環境や周辺機器等の整備が重要となります。

4 近隣地域を先導する方策と「先導モデル」の拡大

今後導入される「コミュニティスクール」においては、地域住民や企業等の委員で構成される「学校運営協議会」において、地域連携の幅広いアイデアを検討し、教育内容に反映させていくことが求められます。

近隣の小中高等学校等に対する教育相談や啓発活動の中で、国府支援学校の「ダイバーシティ社会の形成」に向けた取組を周知するとともに、小中高等学校で実現できる取組についての助言を行うなど、モデル拡大において「センター的機能」を軸とすることが大切です。

国府支援学校の「先導モデル」の取組を他の特別支援学校に展開することについては、学校は、特別支援教育に関する教員研修や研究協議会の場をとらえて積極的に取組の周知を図ることが必要です。

また、ICT を活用した「特別支援学校間ネットワーク」の推進を担い、児童生徒の活動や指導に関する専門的な情報、地域連携の方策などを他校に提供していくことも重要です。

さらに県教育委員会は、推進する事業の中で「先導モデル」の拡大を促す取組を展開したり、広報活動の場での PR を進めるなど、施策面からのバックアップを継続することが大切です。

おわりに

本検討委員会は、令和2年5月●日の第1回検討委員会以来、5回の検討委員会を開催し、本県における「新しい時代の特別支援学校の在り方」についての構想を策定するための検討を重ね、この度、報告書を取りまとめました。

国においては、●
本検討委員会では、●を踏まえて、●検討いたしました。

なお、(なお書きがあれば書く) ●。

本報告書が、本県の特別支援学校の充実と発展に寄与するとともに、県立特別支援学校11校において「ダイバーシティ社会形成」に向けた取組が推進されることにより、障がい等の有無に関わらず全ての人が安心して暮らし、自立しながら支え合い、個性や能力を発揮して活躍し続けられる「ダイバーシティとくしま」の一日も早い実現につながることを心から切望いたします。

資料（案）

中央教育審議会「新しい時代の初等中等教育について」答申案

特別支援学校設置基準案

徳島県立特別支援学校について（配置等）

徳島教育大綱

徳島県教育振興計画（第3期）

用語解説

【インクルーシブ教育システム】

平成 24 年 7 月の中教審報告において、「人間の多様性の尊重等の強化，障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」と示されている。

【エシカル消費】

人や社会・環境に配慮した製品や商品・サービスを選んで消費すること。

【コミュニティスクール】

学校運営協議会制度。学校と保護者や地域人がともに知恵を出し合い，学校運営に意見を反映させることで，一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

【GIGA スクール構想】

児童生徒 1 人 1 台端末と，高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで，特別な支援を必要とする子供を含め，多様な子供たち一人一人に個別最適化され，資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する構想。

【ダイバーシティ】

多様性を表す。性別，年齢，国籍等に関わりなく，多様な個性が力を発揮し，共存できる社会を指す概念のこと。

【テレワーク】

テレワークとは，情報通信技術 (ICT) を活用した，場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

【特別支援学校】

障がいのある幼児児童生徒に対して，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに，障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。対象障がい種は，視覚障がい，聴覚障がい，知的障がい，肢体不自由，病弱の 5 種類。徳島県立特別支援学校は 11 校（9 本校，2 分校）を設置。

【特別支援学校のセンター的機能】

学校教育法第 74 条には，特別支援学校が幼小中高等学校等の要請に応じて，特別な支援の必要な児童生徒の教育に関する助言や援助を行うよう努めることが規定されている。具体的には，児童生徒や保護者，教員の相談支援，関係機関等との連絡調整，研修・啓発などの活動を行う。

【特別支援学校設置基準】

「学校設置基準」は、学校の施設、設備等について、必要な最低の基準を定めた省令であるが、これまで特別支援学校については定められていなかった。中央教育審議会は、令和 2 年度末の答申に「特別支援学校の設置基準策定が必要」との記述を盛り込む予定。さらに「文部科学省が来春にも特別支援学校に設置基準を策定する方針」が報道されている。

【農福連携】

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

【ボランティアパスポート】

本県の地域の課題解決に挑戦し、地域社会に貢献する人材の育成を図ることを目的に、大学生が県内各地域でボランティア活動に従事した際に、その活動記録を証明するため、県立総合大学校本部と徳島大学、徳島文理大学が協働で運用しているもの。

【設置要綱】

【委員名簿】

ダイバーシティの先導を支える「国府支援学校」施設の考え方

1 知的障がい教育の基幹校としての教育環境

- ・将来の児童生徒数の増加に対応すると共に、来春に策定される「特別支援学校設置基準」や「新しい生活様式」を実現する適切な普通教室、特別教室等の配置を含め、安全安心のための施設のユニバーサルデザイン化や、多様な教育ニーズに対応する機能への配慮が大切です。

普通教室、図工室、生活学習室、感覚遊具室、多目的学習室、美術室、音楽室、被服室、調理室、プレイルーム、図書室、視聴覚室、会議室、個別トレーニング室、カームダウン室、更衣室 等

※下線は、新たに整備が求められる施設、設備（以下同じ）

【普通教室】

今後の在籍者数の予測に基づき、各学部、各学年ごとの空間的なまとまりを確保できるよう、計画することが重要です。

【特別教室】

児童生徒が、個々の障がい特性や発達段階等に応じて学ぶ空間として、各学部ごとに多様な特別教室や実習室が必要です。

また、今後の児童生徒数の増加や、自閉症等に対する支援方法の多様化、個別化等に対応するため、教室等は移動間仕切りによって再構成ができるようにすることが望ましいです。

【生活学習室】

日常生活に必要な周辺処理能力を身につけられるよう、実際場面に近い環境の中で、低年齢の段階から継続的に学ぶことができる生活学習室が必要です。周辺処理能力が高まることは、生活の質の向上につながります。

【個別トレーニング室】

児童生徒の一人一人の個性や適性を見だし、文化・芸術活動やスポーツ活動等の才能を引き出すとともに、精神疾患等の自立活動を強化するための個別トレーニング室を設置し、小学部入学後の早い時期から能力を伸ばすことが求められています。

2 地域と一体化したキャリア教育を支える施設

- ・これからの時代に求められる職業分野の学習設備、国府地域や地元企業等との協働を支える多機能で自由度の高い「作業スペース」を備えることが必要です。

キャリアアップルーム（技能実習室）、多機能型作業室、カフェレストラン、コミュニティショップ（地域活性化室）、オンラインショップ、農場

【キャリアアップルーム（技能実習室）】

地域や企業等との協働を通じた職業スキルの獲得に向け、実習カリキュラムに必要な設備等を備えたキャリアアップルーム（技能実習室）として、ビルメンテナンス実習室、介護実習室、流通実習室等を備えることが重要です。

【多機能型作業室】

県中心部に立地している国府支援学校は、地域や企業、福祉施設等との多様な連携や協働ができるため、これからの新しい時代に応じた作業種目を取り入れるための多機能型作業室を備えることが重要です。

【カフェレストラン、コミュニティショップ】

生徒が身につけた職業スキルを地域住民等へ披露し、特別支援学校に対する理解促進を図るカフェレストランやコミュニティショップ（地域活性化室）を備えることが重要と考えます。

カフェレストランは、お遍路さんの通り道に面するところに設置し、「食品製造実習室」、「接客実習室」としての機能強化を図る必要があります。

【オンラインショップ】

オンラインの仕組みやウェブサイトのことを学ぶとともに、障がいの重い生徒も活躍できる「オンラインショップ」を備えることが大切です。

【農場】

野菜や草花の栽培など、近隣施設や農家との協働による進化型の農福連携などを加速させると共に、年間を通して継続的に生産活動を実施できるよう、農場を備える必要があります。

また、体全体を使う農作業等を取り入れることにより、知的障がいのある児童生徒の働く意欲や態度、体力等を育てることが期待されます。

3 文化・スポーツ活動を支える施設

- ・児童生徒の生涯学習につながる文化・スポーツ活動の充実を図るとともに、地域の障がいのある人を含め「知的障がい児者の文化・スポーツ活動」の核となる取組を進めるための施設等を備えることが大切です。

パブリックルーム（多目的活動室）、音楽ホール
エコステーションホール、体育館、運動場

【パブリックルーム（多目的活動室）】

地域住民参画型の創作体験、和太鼓演奏会、ボッチャやニュースポーツ等のスポーツ活動、催し物など特別支援学校の文化芸術・スポーツ活動を地域に向けて発信するパブリックルーム（多目的活動室）を備えることが重要です。

【エコステーションホール】

「はっぴいエコプラザ」活動など、「エシカル消費」、「消費者教育」推進のための核となるエコステーションホールを備えることが必要です。

【体育館，運動場】

社会的・職業的に自立するためには、心身が健康であることに加え、職業生活を営む上で必要な体力を培うこと、集団の中でのマナーやルールを守る態度を身につけることが求められます。これらを育てるためには、体育の授業に加え、放課後を活用した部活動も効果的であるため、十分に活動できる規模と設備を備えた運動場や体育館が必要だと考えます。

4 地域の防災拠点となる施設

・災害時には、避難する障がい者やその家族が一定期間、安心して過ごすことができる施設、設備の強化が望まれます。特に、生活施設や入浴設備を持つ寄宿舍については、その充実を図ることが重要です。

寄宿舍を整備

介護実習室（要配慮者介護室），備蓄倉庫，救護スペース，自立支援室，多目的トイレ，シャワー室，更衣室，娯楽室，洗濯干し場，

【介護実習室（要配慮者介護室）】

地域の障がい者を含め様々な配慮を必要とする人が、避難した先で安心・安全に過ごすことができる施設・設備が必要です。また、施設、設備を活用することで、ベッドメイキング等の介護に関する学習の充実が図られます。

【自立支援室】

自立した社会生活を目指すためには、在学中から「身の回りのことを自分でする技能や態度」を体験的に学ぶことのできる環境が必要です。卒業後の社会生活へのスムーズな移行が期待されます。また、生活能力を伸ばす施設は、災害時の避難所としても機能すると考えます。

5 ICTを活用した教育活動の基盤となる設備

・ICTの活用によって、「時間」「場所」「距離」といった制約から解放され、これまで以上に児童生徒一人一人が能力を発揮できる機会や活動の創出が期待されます。ICTを活用した新たな教育活動を推進していくためには、その基盤となる通信環境や機器等を備えることが重要です。

オンラインルーム

【オンラインルーム】

「オンラインショップ」「テレワーク就業体験」等のICTを活用した新たな教育活動の展開、国府支援学校がこれまで培ってきた応用行動分析学に基づいた「学校コンサルテーション」のノウハウを生かした「遠隔での事例研究」の実践と共に、地域の小・中学校等の教員、幼児児童生徒及び保護者への相談支援といった特別支援学校としてのセンター的機能の強化を図るためには、通信環境や機器等の環境整備が整い、安定した通信を可能とする「オンラインルーム」を備えることが必要です。